

第六章 登記

(組合契約の効力の発生の登記)

第十七条 組合契約が効力を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次の事項を登記しなければならない。

- 一 第三条第二項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項
- 二 無限責任組合員の氏名又は名称及び住所
- 三 組合の事務所
- 四 組合契約で第十三条第一号から第三号までに掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由

【解説】

本章の趣旨

投資事業有限責任組合契約においては、無限責任組合員以外の組合員の有限責任が法的に担保されている。

なお、民法組合においても組合契約で特定の組合員について有限責任とすることは可能であり(民法第674条)これを悪意の第三者に対抗できる(民法第675条)と解されているが、有限責任が法律上担保されているわけでない。

本法において有限責任組合員の有限責任を法的に担保する以上、本組合と取引関係に入ってくる第三者が、客観的に一部の組合員の責任制限が存在することを予期し得る(予見可能性の確保)ような公示制度を設けることが必要と考えられる。

公示の方法については、我が国では株式会社に代表されるように、組織体の内容を公示し取引の安全と円滑化及び商人秩序の保持を図る制度として一般的に商業登記制度が用いられていることから、本組合においてもかかる登記制度を活用することが、制度としての社会における認知度、公平性、利便性等の観点から妥当であり、国民の利便にも資するものと考えられる。登記のありかたについては、

民法組合は法人格を有さず、構成員たる組合員がなお独立の存在を有しているものの、全組合員が締結する組合契約によって共同目的を達成するために必要な限度で統制されており、そこに団体性が認められるところで

あるが、この点は投資事業有限責任組合においても同様であること、

本組合には、組合財産につき組合員の「合有」である旨規定する民法第668条が準用されている点で、いわゆる「法人格なき社団(権利能力なき社団)」とも異なること(「法人格なき社団」においては、社団財産は構成員から完全に独立性を有し、構成員の持分の分割ないしその請求も認められない不可分のもの(構成員の「総有」とされる))

登記制度については、団体性が強固である、法人格を有する社団(株式会社、合資会社、中小企業等協同組合など)の登記から、団体性が希薄な、単なる契約(夫婦財産契約)の登記まで存在しているため、本組合のように、組合契約により一定の団体性は有するものの「法人格なき社団(権利能力なき社団)」にまでは至らないようなものについても、登記制度を創設することは法理論上可能であること、

現存する登記制度はすべて、法人の登記か契約の登記かいずれかの範疇に整理されること、

を考慮し、組合契約の登記という法形式により、一定制度で団体性が認められる組合契約の内容を公示する新たな登記制度を設けることとしたものである。なお、登記方法の細則については、第33条で準用される商業登記法第120条に基づき、法務省令により「投資事業有限責任組合契約登記規則」が定められている。

本条の解説

組合契約の効力の発生の登記について定めたものである。

投資事業有限責任組合は組合契約の締結のみにより成立するものであり、登記は本組合の成立要件ではない。しかし、本組合の組成後も無限責任組合員がいつまでも登記をしないことによって、有限責任組合員の有限責任等につき第三者に対する対抗力を発効させないという利益相反行為が起こるのを防止する必要があるとの観点から、組合契約の成立後、一定の制限期間内に登記をしなければならないこととし、これに違反した場合には処罰事由となることとしたものである(第34条第1号)。

組合契約の効力の発生の登記における登記事項は以下のとおりである。

第3条第2項第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる事項(第1号)

組合契約書の要記載事項を定めた第3条第2項中、第1号「組合の事業」、第2号「組合の名称」、第6号「組合契約の効力が発生する年月日」、第7

号「組合の存続期間」をそれぞれ登記事項としたものである。

無限責任組合員の氏名又は名称及び住所（第2号）

無限責任組合員の氏名・住所等に関する情報を登記事項としたのは、本組合においては無限責任組合員が組合業務の執行を一元的に行うこととされており、組合債権に対しても連帯した無限責任を負うことから、組合と法律上の利害関係を有することとなる第三者にとっては、無限責任組合員の氏名・住所等が、債権行使の対象、組合の業務執行者が誰か等を知る上で重要な情報であるためである。

また、本組合においては、組合員の共有財産である組合財産及び無限責任組合員の個人財産が組合債権者の引当になるため、組合債権者にとっては無限責任を負う無限責任組合員の氏名・住所等が登記簿上明らかとなっていれば十分である一方、有限責任組合員は自らの匿名性が担保されることを条件に投資事業組合への出資を行うのが通例であるため、有限責任組合員の氏名・住所等については登記事項としないこととしたものである。

組合の事務所（第3号）

本組合の活動拠点たる事務所は、組合債権者等の第三者にとって重要な事項であることから、これを公示することとしたものである。

なお、組合契約書の記載事項について規定する第3条第2項第3号において「組合の事務所の所在地」とあるのを本条第1号で準用することとしなかったのは、「事務所の所在地」は事務所の存在する最小行政区画を意味するにとどまるのに対し、「事務所」は地名番地をも含んだ概念と解されていることによる。

組合契約で第13条第1項から第3号までに掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由

本組合は、第13条第1号から第3号までに定める当然の解散事由のほか、組合契約で解散事由を定めることができる。組合債権者等にとっては、組合の解散事由は非常に重要な事由であり、予見可能性が確保されるべきものであることから、かかる解散事由を定めたときには公示させることとしたものである。

なお、「組合員の数の合計」については、平成16年12月1日付の改正で組合員の人数制限が撤廃されたことに伴い、登記事項から削除された。

(従たる事務所の新設の登記)

第十八条 組合契約の効力の発生の登記後に従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地において二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

【解説】

事務所の新設は、組合の活動拠点を新たに設けるという意味で組合員及び債権者等の第三者に対して重要な意味を持つ(第8条第3項参照)ものであり、また、第17条では最初から従たる事務所が設置されている場合について登記することと規定されていることとの均衡からも、組合契約の成立の登記の後に従たる事務所を設けた場合についても規定を置くもの。

なお、第2項は、既に管轄登記所が存在する場合には、その管轄区域内に従たる事務所を設けても、新たに第17条(第1号から第3号、第5号)の事項を登記する必要はないので、従たる事務所の新設の旨だけを登記すればよいことを確認的に規定したものである。

(事務所の移転の登記)

第十九条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第十七条に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

【解説】

組合の事務所の設置について登記するものと規定されていること（第17条、第18条）とのバランスからも、組合契約の成立の登記の後に事務所を移転した場合についての規定を置くもの。

すなわち「事務所」の移転は、組合の活動拠点の移動を意味するとともに、それが主たる事務所の移動であれば組合債権者等が組合事業につき情報を得ることのできる場所（第3条第3項）の変更をも意味するので、その旨速やかに公示すべき旨を定めたものである。

第2項は、前条同様、同一登記所の管轄区域内における事務所の移転のケースを規定する。

(変更の登記)

第二十条 第十七条に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

【解説】

登記事項に変更が生じることは、組合契約の変更をも意味し、組合関係者の利害に重大な影響を及ぼしうるため、第三者に対し速やかにその変更の内容を公示し、周知することを趣旨として設けた規定である。

いわゆる登記事項の変更とは、既に登記された事項の変動・消滅のほか、未だ登記されていない事項の追加をも包含するものである。

ただし、特に従たる事務所の新設や事務所の移転については、組合が営利活動を行う上で、登記事項の変更の中でも特に頻繁に起こりうることであるため、本条に先立って別個に規定している(第18条、第19条)。

また、この変更には、無限責任組合員の住所の変更や事務所の所在地の行政区画の変更も含まれるが、行政区画又はその名称の変更があったにすぎない場合には、商業登記法第26条の準用により、当該変更による登記があったものとみなしている。

組合契約の変更の際の添付資料について

登記事項のうち、組合契約で定めるべき事項の変更登記を行う場合、当該登記の申請に必要な添付書類は以下のとおり。

(1) 組合契約変更の要件が組合員の全員一致の場合

この場合には、登記の添付資料としては組合契約の変更に係る変更契約書を添付すればよいとされ、また変更契約書には組合員全員が署名することを要するものと解されている(平成10年10月22日付法務省民事局第四課第2050号民事局長通達)。

しかしながら、組合員が多数いる場合や組合員が海外にいる場合等には、組合契約の変更後2週間以内に組合員全員が署名した変更契約書を準備することが困難であるため、変更契約書に代わる書面を登記事項の変更の登記の添付書類とすることが認められている(平成15.2.6中庁3中小企業庁

事業環境部長照会、平成 15.2.18 民商 466 民事局長回答)

これによれば、組合員全員の合意により組合契約が変更された場合には、組合員全員の合意によって組合契約が変更されたこと、及び 当該変更の内容が証明される必要があり、これらを適切に証明する書面であれば、登記事項の変更を証する書面に該当すると解される。

したがって、例えば、組合員全員の合意により組合契約が変更されたこと及び当該変更の内容を無限責任組合員が証明した書面であって、その者の記名押印があるものであれば、これをもって添付書類とすることが可能である。

- (2) 組合の総組合員の一定割合以上の合意により組合契約が変更された場合
この場合、 組合契約に「組合の総組合員の一定割合以上の合意により組合契約を変更することができる」旨の定めがあることが証明される必要があり、加えて 当該定めにしたがって組合契約が変更されたこと及び当該変更による組合契約の変更の内容が証明される必要があり、これらを適切に証明する書面であれば、「登記事項の変更を証する書面」に該当する。
具体的には、「組合の総組合員の一定割合以上の合意により組合契約を変更することができる」旨の定めのある組合契約書並びに組合契約に定める割合以上の組合員の合意により組合契約が変更されたこと及び当該変更の内容を組合の業務執行員である無限責任組合員が証明した書面であって、その者の記名押印があるもの等であれば、添付書面とすることが可能である(平成 15.2.6 中庁 3 中小企業庁事業環境部長照会、平成 15.2.18 民商 466 民事局長回答)

(無限責任組合員の業務執行停止等の登記)

第二十一条 無限責任組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあったときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

【解説】

無限責任組合員の選任無効若しくは取消しの訴え等の提起があったときは、管轄裁判所は、当事者の申立によって無限責任組合員の業務の執行を停止し、またはこれを代行する者を選任する旨の仮処分を発することができる。(民事保全法第23条第2項)

民事保全法

(仮処分命令の必要性等)

第二十三条

2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。

無限責任組合員の氏名・住所等が公示されている以上、業務執行停止等の仮処分がなされた場合についても公示されるべきであることから、本条を設けたものである。

なお、この登記は、民事保全法第56条により、仮処分をした裁判所の書記官による管轄登記所への嘱託によりなされることになる。

民事保全法

(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)

第五十六条 法人を代表する者その他法人の役員として登記された者について、その職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた場合には、裁判所書記官は、法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所にその登記を嘱託しなければならない。ただし、これ

らの事項が登記すべきものでないときは、この限りでない。

(解散の登記)

第二十二條 組合が解散したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

【解説】

組合の解散は組合事業の停止と組合財産の清算をもたらすものであり、組合関係者の利害に関わる場所が大きいので、第三者に対し速やかに当該解散の事実を公示することを要求するものである。

(清算人の登記)

第二十三条 無限責任組合員が清算人となったときは、解散の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

2 清算人の選任があったときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地において三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

3 第二十条の規定は前二項の規定による登記に、第二十一条の規定は清算人について準用する。

【解説】

清算人が行う清算事務には、現務の結了のほか、債権の取立て、債務の弁済、残余財産の分配等が含まれており、誰が清算人となるかは組合の利害関係者にとって重要な関心事項であるため、清算人の氏名又は名称及び住所を登記・公示することとしたものである。

ちなみに、法人格を有する組合（中小企業等協同組合法の組合など）においては清算人の登記を定めた独立の規定は置かれていない。同法の組合では、組合解散時には依然として組合が法人格を有しており、清算人が組合代表者となることから、設立の登記における登記事項中の「代表権を有する者の氏名、住所、資格」（同法第83条第2項第7号）につき従来の理事等から新たに清算人に変わった旨の変更の登記（同法第86条）をすることで足りるからである。

これに対し、本法においては、組合が法人格を有しないため「代表権を有する者」の登記はそもそも観念し得ないことから、法人格を有する組合とは異なり、無限責任組合員の登記とは別途清算人の登記を設けることとしたものである。

第1項は、無限責任組合員が清算人になる場合について定め、登記事項については清算人の氏名又は名称及び住所とする。なお、本組合の清算人については、民法組合における清算人と同様、代表清算人の制度を設けていないことから（第15条、第7条第2項、同条第3項）、商法第123条【清算人の登記】第1項第2号「清算人ニシテ会社ヲ代表セサル者アルトキ八会社ヲ代表スヘキ者ノ氏名」に相当する条項は設けられていない。

第2項は、無限責任組合員以外の者が清算人に選任された場合について定める。登記の制限期間、登記事項は前項と同様である。

第3項において、第20条を準用しているのは、上述のように清算人は組合の利害関係者にとって重大な関心事項であるため、その変更についても登記を要求したものである。また、清算人の業務執行停止の仮処分等が行われる場合もありうるため、第21条も準用する。

(清算終了の登記)

第二十四条 組合の清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

【解説】

清算事務（現務の結了、債権の取立て、債務の弁済、残余財産の分配等）の結了によってはじめて、投資事業有限責任組合と第三者・組合員との関係が完全に終結することとなるので、清算終了について登記・公示させることとしたものである。

(管轄登記所及び登記簿)

第二十五条 組合契約の登記に関する事務は、組合の事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 登記所に、投資事業有限責任組合契約登記簿を備える。

【解説】

本条は、本法における登記の管轄登記所及び登記簿について定める。

商業登記と同様、組合の事務所の所在地を管轄する法務局、地方法務局又はその支局、出張所が管轄登記所として投資事業有限責任組合契約登記簿を備え、一般の閲覧に供する。(第 33 条において準用する商業登記法第 10 条等)

(登記の申請)

第二十六条 第十七条から第二十条までの規定による登記は無限責任組合員の申請によって、第二十二条から第二十四条までの規定による登記は清算人の申請によってする。

2 前項の登記の申請をする無限責任組合員又は清算人が法人であるときは、申請書に当該法人の代表者の資格を証する書面を添付しなければならない。

【解説】

無限責任組合員ないし清算人は、組合事業ないし清算事務の執行を総組合員より委任されたものであり、本法に定められた登記事項の変動を最もよく知りうる立場にあることから、無限責任組合員ないし清算人を当事者として登記申請させることを規定し、第33条において準用する商業登記法第14条にいう「当事者」には無限責任組合員又は清算人が該当することを明らかにしている。

なお、第21条の無限責任組合員の業務執行停止等の登記については、裁判所書記官の管轄登記所への囑託によりなされることとなる(第33条において準用する民事保全法第56条)ので、本条では除外してある。

また、第2項において、無限責任組合員又は清算人が法人であるときは、代表者の資格を証する書面を申請書に添付しなければならないと規定しているのは、法律上の申請義務者が法人であっても、実際に登記所に出向くのは自然人である当該法人の代表者ないしその代理人となることによる。

(組合契約の効力の発生の登記の添付書面)
第二十七条 組合契約の効力の発生の登記の申請書には、組合契約書を添付しなければならない。

【解説】

組合契約の効力の発生の登記における申請書の添付書類を定めるものである。

登記の申請が、申請権限を有する無限責任組合員によってなされているか及び登記申請内容が組合契約と合致するかどうかを証明するために、組合契約書(正本でなければならない)の添付を要求している。

ちなみに、夫婦財産契約の申請に際しては夫婦財産契約書(又は管理者の変更若しくは共有財産の分割の関する審判の謄本、若しくは管理者の変更若しくは共有財産の分割に関する契約書)(非訟事件手続法第123条)、合資会社の設立の登記の申請に際しては定款(商業登記法第77条、第55条第2項)を添付するものとされている。すなわち、これらの登記においては、当事者間における財産契約、団体の事業内容、業務の執行者の定めに関する書面が付属書類として要求されている。この点、投資事業有限責任組合においては、これらの内容はすべて組合契約に含まれているため、組合契約書を付属書類として規定することとしている。

なお、組合契約の効力の発生の登記の際に申請書に添付した組合契約書については、当該契約書と相違がない旨を記載した謄本と引替に還付を受けることができる。これを原本還付といい、本条から第32条までの添付書面いずれについても同様に原本還付を受けることができる。

ちなみに、組合契約書等の添付書面(登記簿の付属書類となる)の閲覧については、匿名性が重視される有限責任組合員等の情報の不適切な漏洩を防ぐ政策的必要性から、本組合に対する執行力がある債務名義の正本を有する場合等、ごく特殊な事情に限って認められる旨、全国の法務局及び地方法務局へ通達がなされているところである。

(変更の登記の添付書面)

第二十八条 事務所の新設若しくは移転又は第十七条に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

【解説】

本条は、事務所の新設又は移転があった場合又は第 17 条の登記事項に変更があった場合における変更の登記の添付書面について、当該変更を証する書面の添付を義務づけたものである。

具体的には、事務所の新設若しくは移転についてはその旨全組合員が承認した文書（変更した組合契約書でももちろん可）、その他第 17 条に掲げる事項の変更については変更後の組合契約書等がこれに当たる。

(解散の登記の添付書面)

第二十九条 解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

【解説】

解散の登記の申請書における添付書面として、解散事由の発生を証する書面を規定する。

解散事由の発生とは、具体的には第12条で定める解散事由(目的たる事業の成功又はその成功の不能、 無限責任組合員又は有限責任組合員の全員の脱退、 存続期間の満了、及び 組合契約で から 以外の解散の事由を定めたときは、その事由)である。

(清算人の登記の添付書面)

第三十条 総組合員の過半数をもって選任した清算人の登記の申請書には、総組合員の過半数の一致があったことを証する書面及びその者が受任したことを証する書面を添付しなければならない。

【解説】

清算人の登記において、第14条第1項ただし書の規定により総組合員の過半数をもって清算人が選任された場合には、組合員の過半数の一致があったことを証する書面のほか、その者が清算事務を受任したことを証する書面も添付書類として必要とするもの。

なお、本条は無限責任組合員がそのまま清算人となる場合の登記については添付書面を要求していないものの、合資会社においては業務執行社員が清算人となった場合の登記の添付書面として定款を要求している（合名会社の社員も同様）。

合名会社や合資会社においてこのような取扱いがされているのは、合名会社や合資会社の無限責任社員は必ずしも業務執行権を有しているわけではなく、しかもその業務執行権の有無は登記簿上明らかではなく、定款を見なければ判明しないからである（商法第70条参照）。これに対し、投資事業有限責任組合では無限責任組合員が必ず業務執行権を有しており、かつ、このことが登記簿上も明らかであることから、無限責任組合員が清算人になった場合にはその登記に添付書面を必要としないこととしたものである。

「総組合員の過半数の一致があったことを証する書面...を添付しなければならない」

投資事業有限責任組合においては、無限責任組合員が清算人となるほか、総組合員の過半数をもって他人を清算人として選任することができることについては、第14条第1項参照。

「その者が受任したことを証する書面を添付しなければならない」

本組合の清算人は、総組合員から清算事務の委任を受けた者である。商業登記法第 62 条第 2 項では、清算人の選任の登記の申請書に「就任を承諾したことを証する書面」を添付するものとしているが、本組合の場合の清算人は総組合員との間に清算事務についての委任契約を結んだ者であるため、自らの「受任を証する書面」を添付すれば足りる。

(清算人の登記の変更の登記の添付書面)

第三十一条 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

2 清算人の氏名又は名称及び住所の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

【解説】

清算人の登記を変更する登記の申請の際の添付書面について定めたものである。

第1項(清算人の退任による変更の登記)

「**清算人の退任**」とは、清算人がその地位を退く一切の場合を含む。清算人の退任とは、辞任、解任、死亡、破産手続開始の決定、後見開始の審判を受けたことなどがある。退任を証する書面としては、辞任届、組合員による解任があった場合の組合員全員の一致があったことを証する書面、死亡診断書、破産手続開始の決定書、後見開始の決定書等が想定される。

第2項(清算人の氏名又は名称及び住所の変更の登記)

清算人の登記について規定する第23条は、第20条の変更の登記の規定を準用しているところ、清算人の登記の添付書面についても、変更の登記の添付書面について定める第28条と同様の規定を設けるのが当然であることから、こうした規定をおいたものである。

しかしながら、第28条本文が事務所の新設や移転の登記の添付書面についても含めた規定の仕方となっていることから、清算人の登記への準用に適さないため、本条で第2項を別個に設けている。

(清算終了の登記の添付書面)

第三十二条 清算終了の登記の申請書には、組合財産の処分が完了したことを証する総組合員が作成した書面を添付しなければならない。

【解説】

清算終了の登記に関しては、清算事務（組合財産の処分及び組合と組合の利害関係人との権利関係の整理）がすべて終了したことを担保するために、総組合員が作成した、組合財産の処分が完了したことを証する書面を、登記申請書に添付することを要求するものである。

合名会社や合資会社の清算においては、定款又は総社員の同意により決定した財産処分方法に沿った清算である「任意清算」（商法第117条）と、任意清算以外の場合の清算方法である「法定清算」（商法第120条。同法第121条から第135条までに手続規定あり）があるが、清算人が就任するのは後者の場合である。

他方、投資事業有限責任組合においては、民法組合と同様（民法第685条参照）解散後必ず清算人が就任することとされているが（第14条）合名会社や合資会社の清算人のような法人の代表者ではなく、民法組合における清算人と同様あくまでも総組合員の代理人である（大審院大14.5.2民集4.238判決）と解されることから、清算業務をする際には本人たる総組合員のためにすることを相手方に示し、かつその法律行為の効果は総組合員に帰属することとなる。

このことから、本組合の清算人が清算業務を結了した場合における登記の申請書への添付書面としては、商業登記法第64条第1項（任意清算終了の登記の添付書面）と同様、総組合員の名義で作成された証書がふさわしいと考えられるため、こうした規定を設けたもの。本組合を成立させる組合契約書が全組合員の名によって作成されるものであること（第3条第2項）とも均衡がとれた条項となっている。

(商業登記法等の準用)

第三十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官) 第七条から第十八条まで、第十九条の二から第二十三条まで、第二十四条(第十六号を除く。) 第二十六条(登記簿等及び登記手続の通則) 第二十七条(類似商号登記の禁止) 第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項(合名会社の登記)及び第百七条から第百二十七条まで(登記の更正及び抹消、電子情報処理組織による登記に関する特例並びに雑則)並びに民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の囑託)の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第十七条」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者其他法人の役員」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「投資事業有限責任組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

【解説】

我が国では、株式会社に代表されるように、組織体の内容を公示することにより取引の安全と円滑化及び商人の信用の保持を図る制度として、一般に商業登記制度が用いられている。

本法に基づく組合契約は組織・管理の基本が定められており、そこに一定の団体性が認められることとなるから、本法の登記は、契約の登記ではあるものの、夫婦財務契約の登記が準用する不動産登記(非訟事件手続法第125条参照)ではなく、商業登記に準じた取扱いがされることが望ましいと考えられる。

また、登記事務を取り扱う登記所には、商業登記事務を取り扱う登記所(併せて不動産登記事務も取り扱うところもある)と、不動産登記事務のみを取り扱う登記所があるが、登記所側及び登記所利用者側双方の利便性を考慮しても、商業登記事務を取り扱う登記所で本組合の登記事務がなされることが適切と考えられる。

以上のような理由から、本法における組合の登記については、不動産登記法ではなく商業登記法の諸規定を準用することとしたものである。(ただし、各準用条項の解釈にあたっては、契約法制であることに伴い法人における場合とは若干の相違がある点に留意すべきである。)

また、第 19 条において、裁判所が無限責任組合員の業務執行停止等の仮処分をした場合の登記について定めているので、当該仮処分を下した裁判所による管轄登記所への当該登記の囑託についての規定を置く必要があるため、法人の代表者ないし役員の業務執行停止の仮処分等の登記の委託について定める民事保全法第 56 条を準用するとともに、所要の技術的読み替えをする。

注) 参照頁

民事保全法第 56 条については 116 頁参照。

なお、本条において準用する商業登記法の条項及び特に論点となるものの解説は以下のとおり。

- ・ 第 2 条 (事務の委任)
- ・ 第 3 条 (事務の停止)
- ・ 第 4 条及び第 5 条 (登記官)
- ・ 第 7 条 (登記簿等の持出禁止)
- ・ 第 8 条 (登記簿の滅失と回復)
- ・ 第 9 条 (登記簿等の滅失防止)
- ・ 第 10 条 (登記事項証明書の交付等)
 - 「 何人も、手数料を納付して、登記簿に記録されている事項を証明した書面 (以下「登記事項証明書」という。) の交付を請求することができる。」
- ・ 第 11 条 (登記事項の概要を記載した書面の交付)
 - 「何人も、手数料を納付して、登記簿に記録されている事項の概要を記載した書面の交付を請求することができる。」
- ・ 第 11 条の 2 (附属書類の閲覧)
 - 「登記簿の附属書類の閲覧について利害関係を有する者は、手数料を納付して、その閲覧を請求することができる。この場合において、第十七条第四項に規定する電磁的記録又は第十九条の二に規定する電磁的記録に記録された情報の閲覧は、その情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものを閲覧する方法により行う。」

登記事項証明書及び登記事項の概要を記載した書面の交付を何人でも請求することができるのは当然である。

問題は、登記簿の附属書類の閲覧についてであるが、登記簿の附属書類である組合契約書等については、匿名性が保たれることを条件に投資事業有限責任組合に出資することが多い有限責任組合員を保護する政策的必要性等があることから、閲覧に要する「利害関係」を特に厳格に解する必要がある。かかる観点から、投資事業有限責任組合契約登記簿の附属書類の「利害関係を証する書面」(投資事業有限責任組合契約登記規則第 5 条)と

は、組合に対する執行力がある債務名義の正本及び申請人の印鑑の証明書であって市区町村長の証明したもの等がこれに該当する旨、法務本省より全国の法務局、地方法務局へ通達がなされているところである。

- ・ 第 12 条（印鑑証明）
- ・ 第 12 条の 2（電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明）
- ・ 第 13 条（手数料）
- ・ 第 14 条（当事者申請主義）

「登記は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、当事者の申請又は官庁の囑託がなければ、することができない。」

「**当事者**」とは無限責任組合員又は清算人を指す。投資事業有限責任組合は法人格がない人的結合関係であるに過ぎず、権利能力なき社団にすら該当しない（第 17 条の解説 **本章の趣旨**参照）ことから、法人の場合（商法第 9 条）とは異なり、組合自体をここにいう「当事者」と解することはできない。また、本法の登記は我が国第 2 番目の契約の登記制度であるが、最初の契約の登記制度として創設された夫婦財産契約の登記においては契約者双方の申請を有するものとしている（非訟事件手続法第 123 条第 1 項）のに対し、本法は第 26 条において業務執行権を有する無限責任組合員又は清算事務執行権を有する清算人を単独で申請していることから、その他の組合員もここにいう「当事者」と解することはできない。

「**官庁の囑託**」とは、準用される商業登記法第 56 条に基づき無限責任組合員又は清算人の業務執行停止等の登記を裁判所書記官が管轄登記所に対して囑託する場合等を指す。

「**法令に別段の定めがある場合**」とは、登記官が、投資事業有限責任組合に関する登記が、本条により準用される商業登記法第 109 条第 1 項各号に該当することを発見したときに、本条により準用される同法第 110 条及び第 112 条に基づき職権で登記を抹消する場合等である。なお、登記に錯誤若しくは遺漏又は無効原因がある場合に、無限責任組合員以外の者（「当事者」には該当しない）が無限責任組合員を相手取って更正（第 107 条）ないし抹消（第 109 条）の申請をすべき旨の訴えを提起し、その結果勝訴判決を得た原告が被告に代わって当該登記の申請する場合もあり得る。この場合、勝訴した原告は、商業登記法第 107 条ないし第 109 条にいう登記の「当事者」にはあたらないものの、当事者たる被告の代理人として登記の申請をすることが特別に認められることとなる。（法務省民事局長通達 昭和 30.6.15 民事甲第 1249 号）

- ・ 第 15 条（囑託による登記）
- ・ 第 16 条 削除

・第 17 条（登記申請の方式）

「 登記の申請は、書面でしなければならない。

申請書には、次の事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならない。

- 一 申請人の氏名及び住所、申請人が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名及び住所
- 二 代表人によつて申請するときは、その氏名及び住所
- 三 登記の事由
- 四 登記すべき事項
- 五 登記すべき事項につき官庁の許可を要するときは、許可書の到達した年月日
- 六 登録免許税の額及びこれにつき課税標準の金額があるときは、その金額
- 七 年月日
- 八 登記所の表示

会社の支店の所在地においてする登記の申請書には、その支店をも記載しなければならない。」

第 1 項においては、登記の申請について要式行為とするために、口頭での申請を許さず、必ず書面によらなければならない旨定められている。

第 2 項及び第 3 項においては、申請書の一般的な記載事項が定められている。ここにおいて「申請人」とは、本法においては無限責任組合員又は清算人を指す。法人格がなく、かつ権利能力なき社団にも該当しない投資事業有限責任組合は、登記の主体として取り扱うことはできないことから、本法における登記については特別に、無限責任組合員又は清算人が当事者として申請し登記する投資事業有限責任組合契約の登記とすることとして立法されたものだからである（第 26 条、第 33 条が準用する商業登記法第 14 条参照）。この点、法人の登記においては「申請者」が当該法人自体であり、代表者は申請人の一機関であるに過ぎないとされている点と異なる。

なお、「又はその代表者」とは、投資事業有限責任組合においては自然人でも法人でも等しく組合員となることが可能であることから、申請人たる無限責任組合員又は清算人が法人である場合における代表者を想定しているのであり、無限責任組合員又は清算人を指すのではない。

・第 18 条（申請者の添付書面）

・第 19 条の 2（申請書に添付すべき電磁的記録）

・第 20 条（印鑑の提出）

・第 21 条（受付）

- ・第 22 条（受領証）
- ・第 23 条（登記の順序）
- ・第 23 条の 2（登記官による本人確認）
- ・第 24 条（申請の却下）

第 1 号から第 9 号まで（第 1 号～管轄違い、第 2 号～非登記事項、第 3 号～既登記事項、第 4 号～無権限者の申請、第 5 号～当事者・代理人の不出頭、第 6 号～不適式な申請書、第 7 号～印鑑の不提出・印鑑違い、第 8 号～必要書面の不添付、第 9 号～申請書等の記載の抵触）の手續上の形式的却下事由及び第 10 号（無効、取消原因のある登記事項）

第 11 号（経由すべき登記所の不経由）及び第 12 号（同時申請の違反）

第 13 号（類似商号の登記）

第 14 号（使用禁止商号の登記）

第 15 号（商号抹消会社の他の登記申請）

第 17 号（登録免除税法の不納付）

- ・第 26 条（行政区画等の変更）
- ・第 27 条（類似商号登記の禁止）

「商号の登記は、同市町村内においては、同一の営業のため他人が登記したものと判然区別することができないときは、することができない。」

本法において商業登記法第 27 条を準用した趣旨は、

無限責任組合員が多数の投資家に呼びかけて投資事業有限責任組合を組成していくという本法の健全な運用実施を担保するため、異なる組合の無限責任組合員が同一事業を営む類似名称の組合の組合契約を同市町村内において登記することを禁止することにより、先に登記した組合の無限責任組合員の信用及び名声を保護すること。

紛らわしい組合名称の濫用によって生ずる恐れのある損害から一般人を保護すること

であり、第 5 条（名称）第 3 項の商法の準用と同趣旨である。ただし、投資事業有限責任組合契約は契約であるため、同一の無限責任組合員が同時に複数の投資事業有限責任組合契約を締結して複数の組合の無限責任組合員を兼任することは多々あると想定されるが、このような場合に、同一の無限責任組合員が類似の組合名の組合契約を同市町村内に登記することを妨げる趣旨ではない。

すなわち、

法人の登記の場合に当該法人自体が当事者となり（商法第 9 条）代表者自身は当事者ではないのと異なり、本組合契約の登記の当事者は無限責任組合員又は清算人である（第 26 条、準用される商業登記法第

14条)(* 「商号」にあたる「組合の名称」を登記する当事者は無限責任組合員組合員に限られるため、以下清算人については触れない)。したがって、本条にいう「他人」には当該無限責任組合員は含まれないこととなる。

(参考) これに対し、法人の登記の場合には、当該法人自体が登記の当事者となり保護の対象となるため、たとえ同一の代表者を有する法人を新たに登記しようとする場合であっても、登記当事者としては別人格と扱われることから、「他人」には既に登記された同一代表者が含まれることとなる。

したがって、本条にいう「同一営業のため他人が登記したもの」とは、「同一の事業(第3条第2項第1号)を行うために異なる無限責任組合員が投資事業有限組合契約を登記した際に登記された組合の名称」を意味すること、

全く同一の無限責任組合員を擁する複数の類似した組合名称の投資事業有限責任組合が併存する場合であっても、投資事業有限責任組合の法律行為等の業務執行は無限責任組合員によって自己の名において一元的に行われ(第7条第1項)また、当該業務執行を通じて第三者に対して損害を与えた場合には、当該無限責任組合員が連帯無限責任を負って債務を弁済することとなる。

(参考) これに対し有限会社や株式会社の登記の場合には、たとえば代表者が同一であっても各々の法人の債務は各々の法人が負い、代表者は各法人の債務から切り離されていることから、類似商号の氾濫により一般人が損害を蒙るおそれ大きい。

したがって、一般人にとっても、同一の無限責任組合員が類似した名称の投資事業有限責任組合契約を登記する場合には、当該無限責任組合員を信頼して行動すればよく、当該類似商号登記により不利益を蒙ることはないこと、

が理由である。

実務においては、業務執行者の信用力と責任を明らかにする趣旨から、業務執行者が自らの名を冠して「A投資事業組合一号」「A投資事業組合二号」といった類似名称の組合を複数形成するといった慣行が1982年以来定着し、業務執行者たるAがそれらの組合につき同時並行的に同一の市町村内において投資事業を業務執行している場合が通例である。本法に基づきAが無限責任組合員となって「A投資事業有限責任組合一号」の組合契約を既に登記した市町村において、重ねてAが「A投資事業有限責任組合二号」を組成し登記しようとする場合については「A投資事業有限責任組合一号」

と「A 投資事業有限責任組合二号」は互いに判然区別することができない類似組合名称と解される余地があるが、「A 投資事業有限責任組合一号」の組合契約の登記当事者である無限責任組合員 A は、「A 投資事業有限責任組合二号」の組合契約の登記当事者である無限責任組合員 A と同一人格であり「他人」には該当せず、また、無限責任組合員を信用して行動すれば足りる一般人の利益を害することもないため、本準用条項に抵触しないと解される。

仮に、別異の法体系である法人登記の例（同一の代表者を有する法人の間であっても互いに「他人」に相当するため同市町村内の類似商号登記が禁止される）を前例として、準用された本条の「他人」の意義について本法に適った正確な解釈が行われず、あるいは別異の法体系である法人の例（代表者と法人との間の責任関係は分断ないし限定されている）を前例として一般人の保護に欠けると解釈したりして、上記のような同一無限責任組合員が組成しようとする類似組合名称の組合契約の同市町村内での登記を認めないとする取扱いが生じることは、円滑な投資事業有限責任組合の組成と運用を阻害することにつながり、本法の趣旨を誤るものであることは言うまでもない。

本法が本準用規定において禁止するのは、上記の例において A とは異なる人格である B が無限責任組合員となって「A 投資事業有限責任組合三号」のような類似組合名称の組合契約を同市町村内において登記しようとする場合や、一部の無限責任組合員のみが共通する類似組合名称の他の組合契約の登記がなされようとする場合等である。

以上は、登記実務上混乱が生じることを未然に防止する観点から、本法律案が平成 10 年 3 月 10 日の国会提出までに立案されていった過程において内閣法制局等政府部内において整理された考え方を特に詳細に紹介したものである。本法の登記に関する規定を立案した過程においては、商業上の利便性を考慮して、夫婦財産契約の登記のように不動産登記法を準用する手法は採用せず、商業登記法を準用することとしたが、そもそも契約の登記であること等から、法人の場合における商業登記法の各条項の解釈とは異なる点が当然に存在することに留意すべきである。（この他にも例えば、法人の場合には自然人のみ代表者となることができるが、投資事業有限責任組合は契約法制であるために法人が無限責任組合員となることが可能であるため、法人の例を前例として、組合契約の登記の際に無限責任組合として法人を登記することを認めないという登記実務がなされることも、本法の趣旨に反するものである。）

- ・第 56 条から第 56 条の 3 まで（支店所在地における登記）
 - ・第 57 条から第 59 条まで（本店転移の登記）
 - ・第 61 条（解散の登記）第 1 項
 - ・第 107 条から第 113 条まで（登記の更正及び抹消）
 - ・第 114 条（行政手続法の適用除外）
 - ・第 114 条の 2（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）
 - ・第 114 条の 3（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）
 - ・第 114 条の 4、第 115 条（審査請求）
 - ・第 116 条から第 118 条まで（審査請求事件の処理）
 - ・第 119 条（行政不服審査法の適用除外）
 - ・第 120 条（法務省令への委任）
- 投資事業有限責任組合契約登記規則がこれにあたる。

第七章 罰則

第三十四条 次の場合には、無限責任組合員又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に定める登記を怠ったとき。
- 二 第八条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

【解説】

第1号においては、本組合契約の登記による公示の正確性を期することにより第三者を保護するため、登記当事者たる無限責任組合員又は清算人（第25条第1項）が一定期間内に所定の登記を行わなかった場合の罰則を設けたものである。

また、本組合では、組合員及び債権者に対する情報開示について、第8条第1項で財務諸表等の作成及び主たる事務所への備置、同条第2項で監査の義務付け、同条第3項で組合員及び債権者による書類の閲覧及び謄写について定めている。こうした情報開示の正確性を期することによって組合員及び組合債権者を保護するため、第2号においてこれらの規定に違反した際の罰則を規定したものである。

第三十五条 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、二十万円以下の過料に処する。第五条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

【解説】

不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一若しくは類似の名称を使用し、または、不正の目的で他人の事業であると誤認させるような名称を使用した者は、本条によって過料に処せられる。登記された組合契約の無限責任組合員の社会的信用を保護するとともに、一般人をして同一ないし類似の組合名称の氾濫による不測の損害を蒙るおそれから保護する趣旨である。(第5条第3項、第33条が準用する商業登記法第27条と同旨)

したがって、同一の無限責任組合員が既存の投資事業有限責任組合(例えば「A投資事業有限責任組合一号」と類似の名称の投資事業有限責任組合「A投資事業有限責任組合二号」)を組成したとしても、本条の対象とするところではない。

証券取引法上の投資家保護ルールについて

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一～十一 （略）

前項第一号から第十号までに掲げる有価証券及び内閣府令で定める有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律を適用する。

一・二 （略）

三 投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいい、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第二項第二号の契約のうち政令で定めるものに該当するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）に基づく権利又は組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）若しくは匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）であつて投資事業有限責任組合契約に類するものとして政令で定めるものに基づく権利

四 外国の法令に基づく契約であつて、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利

五 （略）

・ （略）

この法律において、「発行者」とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者）をいうものとし、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに内閣府令で定める者が内閣府令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。

証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

（法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約から除くものとして政令で定めるもの等）

第一条の三の二 法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約から除くものとして政令で定めるものは、商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）第二条第三号に掲げる物品に係る

商品投資（商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第一項第三号に掲げる商品投資をいう。）により運用することを目的とする同法第二条第二項第二号の契約とする。

2 法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第二号の契約その他内閣府令で定めるものに該当するものを除く。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 金銭その他の財産のみをもつて出資の目的とするものであること。

ロ 一人又は数人の組合員に組合の業務の執行を委任するものであること。

ハ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項第一号から第十一号までに掲げる事業の全部又は一部を営むことを約するものであること。

二 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第一号の契約に該当するものを除く。）のうち、前号ハに掲げる要件に該当するもの

証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

（令第一条の三の二第二項第一号の組合契約から除くもの）

第二条の三 令第一条の三の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株券の発行者である会社の役員等（役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下この号において同じ。）又は従業員をいい、当該会社が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号において同じ。）が当該会社の他の役員等と共同して当該会社の株券の買付け（次に掲げる要件のすべてに該当するものに限る。）を行うことを約する契約

イ 一定の計画に従って行われるもの

ロ 個別の投資判断に基づかず、継続的に行われるもの

ハ 各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないもの

二 前号に掲げるものを除くほか、株券の発行者である会社の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該会社の株券の買付け（次に掲げる要件のすべてに該当するものに限る。）を行うことを約する契約

イ 一定の計画に従って行われるもの

ロ 個別の投資判断に基づかず、継続的に行われるもの

ハ 各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないもの

- 2 前項第一号に規定する当該会社が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
- 一 会社が他の会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社（次号において「被支配会社」という。）
 - 二 被支配会社が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社
- 3 第一項第二号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
- 一 株券の発行者である会社が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の二十五以上の割合の議決権を保有する場合における当該他の会社
 - 二 株券の発行者である会社に対する前事業年度における他の会社の売上高が当該他の会社の売上高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社
 - 三 株券の発行者である会社からの前事業年度における他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社
- （権利の発行）
- 第八条（略）
- 2（略）
- 3 法第二条第五項に規定する権利の種類ごとに内閣府令で定める時に有価証券として発行されたものとみなされる内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
- 一（略）
 - 二 法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利 当該投資事業有限責任組合契約によって成立する組合の無限責任組合員
 - 三 令第一条の三の二第二項第一号に掲げる組合契約に基づく権利 当該組合契約によって成立する組合の業務の執行を委任される組合員
 - 四 令第一条の三の二第二項第二号に掲げる匿名組合契約に基づく権利 当該匿名組合契約における営業者
 - 五 法第二条第二項第四号に掲げる権利 無限責任組合員に類する者
- 4 法第二条第五項に規定する内閣府令で定める時は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一（略）
 - 二 法第二条第二項第三号及び第四号に掲げる権利 当該権利に係る契約の効力が生ずる時

【解説】

一般的な投資家保護ルールの導入について

平成 16 年 12 月 1 日付の本法の改正に伴い、証券取引法が一部改正され、投資事業有限責任組合契約に基づく権利、並びにこれに類する民法組合及び匿名組合契約並びに外国の法令に基づく契約に基づく権利を、証券取引法上の有価証券とみなして、同法の諸規定を適用することとされた。

これによって、投資事業有限責任組合契約に基づく権利等についても、以下のような一般的な投資家保護ルールが導入された。

不公正な取引の禁止

不公正な取引（故意に虚偽の表示を使用して投資家から資金を集めるなど）を行った場合、罰金、課徴金が課される（証券取引法第 157 条以下）。

投資リスクの説明義務

有価証券として金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）の対象となり、投資家に対する勧誘を行う場合は元本欠損が生じるおそれがある旨など（投資リスク）を説明する義務が課せられる（金融商品販売法第 3 条）。

この説明義務に違反した場合、元本欠損額が損害額と推定される（金融商品販売法第 5 条）。

公募の場合の投資家保護ルール

投資事業有限責任組合等への出資を公募する場合（適格機関投資家以外の一般投資家を 50 名以上募集する場合など）は、有価証券届出書等を提出するとともに、有価証券報告書等による継続開示を行うことにより、組合の財務内容等の重要情報を開示する（証券取引法第 4 条等）。

投資事業有限責任組合契約に基づく権利の売買などに関する証券業登録

投資事業有限責任組合契約に基づく権利の売買、募集等を業として行う場合は、証券業の登録が必要となる（証券取引法第 28 条）。

ただし、無限責任組合員等の発行者 が、その業務を執行する組合について募集を行う場合は不要となる。

「**発行者**」には、投資事業有限責任組合であれば無限責任組合員、民

法組合であれば組合の業務の執行を委任される組合員、匿名組合であれば営業者がこれに該当する（証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第8条第3項）。

投資事業有限責任組合契約に基づく権利について

「投資事業有限責任組合契約に基づく権利」とは、投資事業有限責任組合の組合員たる地位（いわゆる出資持分）を指し、無限責任組合員と有限責任組合員の双方を含む。

なお、投資事業有限責任組合契約に基づく権利のうち、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品ファンド法）の対象となっているものについては、既に商品ファンド法による投資家保護が図られていることから、みなし有価証券とする対象から除外されている（証券取引法第2条第2項第2号、証券取引法施行令第1条の3の2第1項）。

民法組合契約及び匿名組合契約に基づく権利について

民法組合契約に基づく権利及び匿名組合契約に基づく権利についても、投資事業有限責任組合契約に基づく権利と同様、組合員たる地位（いわゆる出資持分）を指し、業務執行者、業務執行者でない組合員、営業者及び匿名組合員のすべてを含む。

なお、民法組合契約に基づく権利及び匿名組合契約に基づく権利については、その全てがみなし有価証券とされているのではなく、「投資事業有限責任組合契約に類するものとして政令で定めるもの」に限定されており、政令では具体的に以下のとおり規定されている。

< 民法組合契約に基づく権利について >

次の全ての要件を満たすものに基づく権利のみが、みなし有価証券となる。

- ・ 金銭その他の財産のみをもって出資の目的とするものであること。
- ・ 一人又は数人の組合員に組合の業務の執行を委任するものであること。
- ・ 本法第3条第1項第1号から第11号までに掲げる事業の全部又は一部を営むことを約するものであること。

ただし、一定の要件を満たす従業員持株会等については、あくまで従業員等の福利厚生を目的とするものであり、典型的に投資家保護が強く要請されるものではないことから、例外的にみなし有価証券の対象から除外されている（証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第2条の3）。

なお、商品ファンド法の対象となっているものについては、投資事業有限責任組合契約に基づく権利の場合と同様、みなし有価証券の対象から除外されている。

< 匿名組合契約に基づく権利について >

基本的には民法組合契約の場合と同様である。ただし、匿名組合においては金銭その他の財産のみをもって出資の目的とすることが強制されており（商法第 542 条、第 150 条）また業務の執行は営業者のみが行い、匿名組合員は業務執行を行わないことが予定されていることから（商法第 535 条）次の要件を満たした場合には、みなし有価証券となる。

- ・ 本法第 3 条第 1 項第 1 号から第 11 号までに掲げる事業の全部又は一部を営むことを約するものであること。

なお、匿名組合契約については、従業員持株会等に用いられている実態がないことから、民法組合契約の場合のような例外は設けられていない。

また、商品ファンド法の対象となっているものについては、投資事業有限責任組合契約に基づく権利の場合と同様、みなし有価証券の対象から除外されている。

外国の法令に基づく契約であつて、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利について

「**外国の法令に基づく契約であつて、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利**」とは、海外のリミテッド・パートナーシップなど、外国の法令に基づいて締結される、投資事業有限責任組合契約に類する契約によって成立する団体の構成員たる地位を指す。「**投資事業有限責任組合契約に類するもの**」については、諸外国の法制度に関する要件を画一的に規定することは困難であることから、具体的な内容は政令において規定されてはいない。したがって、具体的な内容は、民法組合契約及び匿名組合契約に基づく権利に関する要件を基礎としつつ、解釈によって個別に確定されることとなる。

証券取引法等の一部を改正する法律 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第一条中証券取引法目次の改正規定（「発行者である会社」を「発行者」に改める部分に限る。）同法第二条第二項第三号の改正規定、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、同条第十項及び同法第十三条第一項から第五項までの改正規定、同条第六項を削る改正規定、同法第十五条第一項及び第二項の改正規定（「又は登録金融機関は」を「登録金融機関又は証券仲介業者は」に改める部分を除く。）同条第三項の改正規定、同条第二項の次に三項を加える改正規定、同法第十七条、第十八条第二項、第二十条及び第二十一条第三項の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第二十二条、第二十三条の二並びに第二十三条の十二第二項から第五項まで及び第九項の改正規定、同条第六項から第八項までを削る改正規定、同法第二十四条の四、第二十四条の五第五項並びに第二十四条の六第一項及び第三項の改正規定、同法第二章の二第一節の説明の改正規定、同法第二十七条の二第一項、第七項第二号及び第八項、第二十七条の三第四項、第二十七条の五、第二十七条の十第一項から第三項まで、第二十七条の十一第一項及び第四項、第二十七条の十二、第二十七条の十三第三項及び第五項並びに第二十七条の十五第二項の改正規定、同法第二章の二第二節の説明の改正規定、同法第二十七条の二十二の二第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項並びに第二十七条の三十の九第一項及び第三項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同法第二十七条の三十の十一第一項及び第三項、第二十八条の二第三項、第二十八条の四第一項第七号並びに第六十五条第二項の改正規定、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号を同項第六号とする改正規定、同法第六十五の二第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「及び第四十四条第一号」を「、第四十四条（第二号を除く。）及び第四十五条」に改める部分及び後段を加える部分に限る。）同法第六十五条の二第七項から第九項まで及び第十一項並びに第七十九条の五の改正規定、同法第七十九条の五十七第一項に一号を加える改正規定並びに同法第七百七条の二第一項第二号、第七百七条の三第一項第二号、第七百五十五条第一項第二号、第九百九十四条の六第二項第二号、

第二百条第三号及び第二百五条第一号の改正規定、第二条中外国証券業者法第二条第三号の改正規定、第四条中投資信託法第二条第五項及び第三十三条第一項の改正規定、第六条中投資顧問業法第二条第五項の改正規定、第十三条中中小企業等協同組合法第八条第六項第三号の改正規定並びに次条から附則第七条まで並びに附則第十三条、第十四条及び第十七条から第十九条までの規定 平成十六年十二月一日

四・五 (略)

【解説】

平成 16 年 12 月 1 日付の本法の改正は、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 97 号)に基づいて行われている。証券取引法等の一部を改正する法律の施行日は平成 17 年 4 月 1 日とされているが、本条但書により、本法の改正に関する部分の施行日については、前倒しで平成 16 年 12 月 1 日と定められている。

(新たにみなし有価証券とされたものに関する経過措置)

第二条 平成十六年十二月一日前に取得の申込みの勧誘又は売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘を開始したみなし有価証券(第一条の規定による改正後の証券取引法(以下「新証券取引法」という。)第二条第二項第三号及び第四号に掲げる権利をいう。次項において同じ。)に係るこれらの勧誘については、新証券取引法第二章の規定は、適用しない。

2 前項のみなし有価証券で、平成十八年六月一日における所有者の数が五百以上であるものは、同日に新証券取引法第二十四条第一項第三号に該当したものとみなして、新証券取引法第二十一条の二、第二十一条の三、第二十四条から第二十四条の五まで、第二十五条及び第二十六条(これらの規定を新証券取引法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

【解説】

投資事業有限責任組合契約に基づく権利等が新たにみなし有価証券とされた場合、投資家保護ルールに関する証券取引法等の諸規定が適用されることとなるが、それらの規定は無限責任組合員に対する規制や罰則を含むものであることから、それによる不都合が生じないように所要の経過措置を定めたもの。

なお、本改正前に組成された組合について、引き続き本改正前の法律を適用する旨の経過規定は設けられていないことから、本改正後には当然に改正後の法律が適用されることとなる。したがって、本改正前に組成された組合についても、組合契約の変更を行えば、本改正によって拡充された投資事業の範囲まで事業を営むことができる。

第1項(証券取引法第二章の適用に関する経過規定)

本改正前に、既に取得の申込みの勧誘又は売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘が開始されている投資事業有限責任組合契約に基づく権利等に関する勧誘については、有価証券届出書の提出等の新証券取引法第二章の規定は適用されない。

「本改正前に、既に取得の申込みの勧誘又は売付けの申込み若しくは買付けの申

込みの勧誘が開始されている」とは、平成 16 年 12 月 1 日前にファンド（新証券取引法第 2 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる権利をいう。）への投資の勧誘（ファンド組成プロセス）が開始されている場合をいい、その後の一体的・連続的なファンド組成プロセスの中で、平成 16 年 12 月 1 日以後に当該ファンドの契約締結がなされた場合であれば、平成 16 年 12 月 1 日以後に行われた勧誘の人数にかかわらず、当該ファンドの組成には新証券取引法の第二章の規定は適用されないこととなる（ただし、脱法的なケースは除く）。

第 2 項(平成 18 年 6 月 1 日以降の新証券取引法の適用について)

前項の経過規定によって新証券取引法第二章が適用とならない場合であっても、平成 18 年 6 月 1 日におけるみなし有価証券の所有者の数が 500 以上であるものについては、同日にその募集又は売出しにつき新証券取引法第 4 条第 1 項本文若しくは第 2 項本文（有価証券届出書の提出等）又は第 23 条の 8 第 1 項本文若しくは第 2 項（発行登録追補書類の提出等）の規定の適用を受けた有価証券とみなして、新証券取引法第 21 条の 2、第 21 条の 3（書類の虚偽記載等に関する損害賠償責任）、第 24 条から第 24 条の 5 まで（有価証券報告書等の提出等）、第 25 条（届出書及び報告書の縦覧）及び第 26 条（届出者等に対する報告の徴取及び検査）の規定（これらの規定に係る罰則等を含む。）が適用されることとなる。新証券取引法第 27 条において、これらの規定を発行者が会社以外の者である場合に準用するケースについても同様である。

これにより、平成 18 年 6 月 1 日に投資事業有限責任組合の組合員の数が 500 以上である場合には、組成時に有価証券届出書を提出していない場合であっても、同日以降は、当該組合の発行者である無限責任組合員が有価証券報告書等による継続開示を行う義務等を負うこととなる。

(不実の届出書等の届出者等に対する賠償請求権に関する経過措置)

第四条 新証券取引法第二十条の規定は、当該規定の施行の日以後に開始する有価証券の募集又は売出し(新証券取引法第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。)について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出し(旧証券取引法第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。)については、なお従前の例による。

第五条 新証券取引法第二十一条の二及び第二十一条の三の規定は、これらの規定の施行の日以後に提出される新証券取引法第二十五条第一項各号に掲げる書類について適用し、同日前に提出された旧証券取引法第二十五条第一項各号に掲げる書類については、なお従前の例による。

証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)

第十八条 有価証券届出書のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、当該有価証券届出書の届出者は、当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者に対し、損害賠償の責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りでない。

前項の規定は、第十三条第一項の目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合に準用する。この場合において、前項中「有価証券届出書の届出者」とあるのは「目論見書を作成した発行者」と、「募集又は売出しに応じて」とあるのは「募集又は売出しに応じ当該目論見書の交付を受けて」と読み替えるものとする。

第二十条 第十八条の規定による賠償の請求権は、請求権者が有価証券届出書若しくは目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことを知った時又は相当な注意をもつて知ることができる時から三年間、これを行わないときは、消滅する。当該有価証券の募集若しくは売出しに係る第四条第一項若しくは第二項の規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつたときから七年間(第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。)これを行わないときも、また、同様とする。

第二十一条の二 第二十五条第一項各号に掲げる書類(以下この条において「書類」という。)のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載す

べき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、当該書類の提出者は、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類の提出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者に対し、第十九条第一項の規定の例により算出した額を超えない限度において、記載が虚偽であり、又は欠けていること（以下この条において「虚偽記載等」という。）により生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の際虚偽記載等を知っていたときは、この限りでない。

前項本文の場合において、当該書類の虚偽記載等の事実の公表がされた日（以下この項において「公表日」という。）前一年以内に当該有価証券を取得し、当該公表日において引き続き当該有価証券を所有する者は、当該公表日前一月間の当該有価証券の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額。以下この項において同じ。）の平均額から当該公表日後一月間の当該有価証券の市場価額の平均額を控除した額を、当該書類の虚偽記載等により生じた損害の額とすることができる。

前項の「虚偽記載等の事実の公表」とは、当該書類の提出者又は当該提出者の業務若しくは財産に関し法令に基づく権限を有する者により、当該書類の虚偽記載等に係る記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実について、第二十五条第一項の規定による公衆の縦覧その他の手段により、多数の者の知り得る状態に置く措置がとられたことをいう。

第二項の場合において、その賠償の責めに任ずべき者は、その請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、当該書類の虚偽記載等によつて生ずべき当該有価証券の値下がり以外の事情により生じたことを証明したときは、その全部又は一部については、賠償の責めに任じない。

前項の場合を除くほか、第二項の場合において、その請求権者が受けた損害の全部又は一部が、当該書類の虚偽記載等によつて生ずべき当該有価証券の値下がり以外の事情により生じたことが認められ、かつ、当該事情により生じた損害の性質上その額を証明することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、賠償の責めに任じない損害の額として相当な額の認定をすることができる。

第二十一条の三 第二十条の規定は、前条の規定による賠償の請求権について準用する。この場合において、第二十条中「第十八条」とあるのは「第二十一条の二」と、「有価証券届出書若しくは目論見書」とあるのは「第二十五条第一項各号に掲げる書類」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「当該有価証券の募集若しくは売出しに係る第四条第一項若しくは第二項の規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた日までの期間は、算入しない。）」とあるのは「当該書類が提出された時から五年間」と読み替えるものとする。

【解説】

証券取引法第 18 条は、投資家保護の観点から、有価証券届出書の重要事項について虚偽の記載があり、又は重要事項の記載が欠けている場合等には、届出者は、取得者に対して損害賠償責任を負う旨を規定する。

新証券取引法では、この届出者の損害賠償責任の除斥期間を、取得者が虚偽記載等を知った時から 3 年間（旧証券取引法では 1 年間）又は届出の効力発生時若しくは目論見書の交付時から 7 年間（旧証券取引法では 5 年間）に伸ばしている。

この改正に伴い、届出者に遡及的に不利益を及ぼすことのないよう、附則第 4 条において、施行日以前に開始した有価証券の募集又は売出し（旧証券取引法第 4 条第 3 項に規定する有価証券の売出しをいう。）については、なお従前の例によることとしている。

また、平成 16 年 12 月 1 日付の証券取引法の改正により、証券取引法第 21 条の 2 として、有価証券届出書以外の開示書類の重要事項に虚偽記載等がある場合等について、届出者が取得者に対して損害賠償責任を負う旨の規定を新設している。

この規定についても、届出者に遡及的に不利益が及ばないよう、附則第 5 条において、施行日前に提出された開示書類については、なお従前の例によることとしている。

(課徴金に関する経過措置)

- 第十一条 新証券取引法第七十二条第一項及び第二項の規定は施行日以後に提出される同条第一項又は第二項に規定する開示書類に基づく募集又は売出し(新証券取引法第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この項において同じ。)により有価証券を取得させ、又は売り付ける行為について、新証券取引法第七十二条第四項及び第五項の規定は施行日以後に開始する売出しにより有価証券を売り付ける行為について、それぞれ適用する。
- 2 新証券取引法第七十三条の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する違反行為について適用する。
 - 3 新証券取引法第七十四条の規定は、施行日以後に開始される同条第一項に規定する違反行為について適用する。
 - 4 新証券取引法第七十五条の規定は、施行日以後に行われる新証券取引法第六十六条第一項に規定する売買等又は新証券取引法第六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等について適用する。

証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)

第七十二条 重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類を提出した発行者が、当該開示書類に基づく募集又は売出し(第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この章において同じ。)(当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。)により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

- 一 当該開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額の百分の一(当該有価証券が株券等(株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。次号及び次項において同じ。)である場合にあっては、百分の二)
 - 二 当該開示書類に基づく売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売出価額の総額の百分の一(当該有価証券が株券等である場合にあっては、百分の二)
- 重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類を提出した発行者の役員等

(当該発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう。第五項において同じ。)であつて、当該開示書類に虚偽の記載があることを知りながら当該開示書類の提出に関与した者が、当該開示書類に基づく売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該役員等に対し、当該売り付けた有価証券の売出価額の総額の百分の一(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の二)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

前二項の「開示書類」とは、第五条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出書類(第五条第四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。)第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による訂正届出書(当該訂正届出書に係る参照書類を含む。)第二十三条の三第一項及び第二項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による発行登録書(当該発行登録書に係る参照書類を含む。)及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による訂正発行登録書(当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。)又は第二十三条の八第一項及び第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による発行登録追補書類(当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。)及びその添付書類をいう。

第一項(第一号を除く。)の規定は、重要な事項(第五条第一項各号(第二十七条において準用する場合を含む。)に掲げる事項に係るものに限る。次項において同じ。)につき虚偽の記載がある目論見書(第十三条第一項に規定する既に開示された有価証券の売出しに係る目論見書に限る。次項において同じ。)を使用した発行者が、当該目論見書に係る売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

第二項の規定は、重要な事項につき虚偽の記載がある目論見書を使用した発行者の役員等であつて、当該目論見書に虚偽の記載があることを知りながら当該目論見書の作成に関与した者が、当該目論見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

第一百七十三条 第一百五十八条の規定に違反して、風説を流布し、又は偽計を用い、当該風説の流布又は偽計(以下この項において「違反行為」という。)により有価証券等の相場を変動させ、当該変動させた相場により、自己の計算において、当該違反行為が行われた日から一月以内に当該有価証券等に係る有価証券の募集により当該有価証券を取得させ、又は当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 違反行為により有価証券等（当該有価証券等に係る有価証券店頭指数を含む。次号において同じ。）の相場を騰貴させ、又は上昇させ、当該騰貴させ、又は上昇させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の売付け等についてそれぞれの有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額

ロ 当該有価証券の売付け等について違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（次号イにおいて「違反行為の開始前の価格」という。）に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二 違反行為により有価証券等の相場を下落させ、又は低下させ、当該下落させ、又は低下させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の買付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について違反行為の開始前の価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等についてそれぞれの有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額

前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の発行、有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

前二項に規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が有価証券指数等先物取引である場合の価格及び数量その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十四条 自己の計算において違反行為（第五十九条第二項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反する取引所有価証券市場における上場有価証券等（同条第一項に規定する上場有価証券等をいう。以下この条において同じ。）の相場を変動させるべき一連の上場有価証券売買等（第五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。）又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場を変動させるべき一連の店頭売買有価証券売買等（同条第四項において準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。）をいう。以下この条において同じ。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣

は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ 有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額

(1) 当該超える数量に係る有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

(2) 当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ 当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額

(1) 当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等（当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

(2) 当該超える数量に係る有価証券の買付け等（当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第一項第一号の「売買対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等（同項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）の数量と当該違反行為に係る有価証券の買付け等（同項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）の数量のうちいずれか少ない数量をいう。

第一項第二号イの「売付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行

われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

第一項第二号口の「買付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで自己の計算において当該有価証券の売付けをしている場合、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う有価証券指数等先物取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する有価証券指数等先物取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

一の銘柄に係る第一項各号に掲げる額のいずれかにつき控除しきれない額がある場合における同項に規定する合計額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る他の号に掲げる額から控除した額とする。

違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る第一項に規定する合計額から控除する。

有価証券指数等先物取引が現実指数又は現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、有価証券オプション取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に関し必要な事項その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第一百七十五条 第一百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを

命じなければならない。

一 第六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等（同条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の売付け等について当該有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の売付け等について業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二 第六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等（同条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等について当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

第六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 第六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等（同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の売付け等について当該有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の売付け等について公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二 第六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等（同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等について当該有価証券の買付け等をした価格

にその数量を乗じて得た額

前二項の「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第一項及び第二項の「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第一項の「業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格」とは、第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日の翌日における第七十九条の三又は第百六十六条に規定する最終の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの）をいう。

第二項の「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後における価格」とは、第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日の翌日における第七十九条の三又は第百六十六条に規定する最終の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの）をいう。

第一項の規定は、第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、上場会社等（第百六十三条第一項に規定する上場会社等又は第百六十六条第一項第一号に規定する親会社若しくは子会社をいう。）の計算において同条第一項に規定する売買等をした当該上場会社等の同号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「その者」とあるのは「当該上場会社等」と、同項各号中「自己の計算において」とあるのは「上場会社等の計算において」と読み替えるものとする。

第三項から第六項までに規定するもののほか、第一項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第二項に規定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が有価証券指数等先物取引である場合の価格及び数量その他第一項及び第二項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

【解説】

平成 16 年 12 月 1 日付の証券取引法改正により、次に掲げる者に対して、違反行為による経済的利得を基準として、売付け、買付けの額その他の額により算出すべき額の課徴金を納付させる制度が導入された（新証券取引法第 172 条～第 176 条関係）。

虚偽記載のある開示書類により有価証券の募集等を行った者
風説を流布し又は偽計を用いて有価証券の売買等を行った者
相場を操縦する一連の有価証券の売買等を行った者

未公表の重要事実を知りつつ有価証券の売買等を行った会社関係者

この課徴金制度についても、遡及的に不利益が及ばないよう、附則第 11 条において、施行日以後になされた行為についてのみ、課徴金に関する諸規定を適用することとしている。

関連法令について

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

第十一条 銀行業又は保険業を営む会社は、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五（保険業を営む会社にあつては、百分の十。事項において同じ。）を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、公正取引委員会規則で定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～三 （略）

四 投資事業有限責任組合の有限責任組合員（以下この号において「有限責任組合員」という。）となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

五 民法（昭和二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の遂行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から前号の政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

六 前各号に掲げる場合のほか、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として公正取引委員会規則で定める場合

～ （略）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号号）

（法第十一条第一項第四号の政令で定める期間）

第十一条 法第十一条第一項第四号の政令で定める期間は、十年とする。

【解説】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）は、銀行業又は保険業を営む会社（以下「金融機関」という。）につき、他業支配を禁ずる観点から、他の国内の会社につきその総株主の議決権の一定割合を保有することを禁じている。

この点、金融機関が、株式を保有する組合の組合員となった場合、組合の共同事業性からすれば、金融機関が組合員となることによる組合を通じた保有であっても銀行等が直接保有することと何ら変わらないこととなるため、独占禁止法による規制の対象となりそうである。

しかしながら、投資事業有限責任組合は、出資先の事業支配を目的とするものではなく、その成長発展を支援することを通じて自らキャピタル・ゲインを得ることを目的としていることから、独占禁止法が禁ずる他社の事業支配の可能性は、通常認められない。したがって、金融機関による株式保有のうち、本組合の組合財産として株式を保有することとなる一定の場合につき、独占禁止法第11条第1項の金融機関の持株比率制限（5%ルール。ただし保険業者の場合は10%。）の適用除外としている（独占禁止法第11条第1項第5号）。（金融機関が無限責任組合員となる場合や、有限責任組合員であっても組合財産として株式を持分として所有するのではない場合については、事業支配性が認められるため、原則どおり株式保有制限を受ける。詳細は下記参照。）

ただし、金融機関が有限責任組合員である場合、原則として5%ルールの適用除外とするものの、無制限に適用除外とすると、真にキャピタル・ゲインを得ることを目的とした当面の期間の株式保有でない場合も含まれてしまうこととなる。そこで、以下の場合には原則どおり持株比率制限の適用を受けるものとしている。

有限責任組合員が議決権の行使ないし指図ができる場合

このような場合には金融機関による事業支配性が認められるため。

政令で定める期間（10年）を超える長期にわたって組合が出資先の株式を保有する場合

10年という期間については、組合の存続期間として現在最も普及している10年を外形基準とすべきであるとの考え方に基づき定められたものである。

なお、政令で定める期間（10年）を超えて組合が株式を所有する場合には、独占禁止法の原則に戻り、公正取引委員会が個別に判断して認可することとなる。

また、平成 14 年の改正により、本法の投資事業有限責任組合のみならず、会社に対する投資事業を営むことを約する民法組合についても、投資事業有限責任組合同様の規定が設けられている。

なお、銀行及び保険会社による株式保有については、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（金融システム改革法）において、銀行法及び保険業法が改正され、銀行や保険会社が幅広い子会社を持つことが認められることとなった。これに伴い、銀行法及び保険業法においても銀行グループ及び保険グループを対象とした株式保有制限（銀行グループは会社の発行済株式等の 5%まで、保険グループは 10%まで）が導入された。

この銀行法・保険業法上における株式保有制限についても、独占禁止法における投資事業有限責任組合を通じた株式取得に関する考え方同様、一定の要件を満たす場合には、保有が制限される株式に含まれないこととされている（銀行法施行規則第 1 の 3 第 1 項 2 号、保険業法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第 2 号）。

証券取引法等の一部を改正する法律

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十三条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項第三号中「(同法第六条の二第一項に規定する特定組合を除く。)」を「 であつて中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項各号に掲げるものをいう。)の自己資本の充実に寄与するものとして政令で定めるもの」に改める。

第九条の八第六項第一号に次のように加える。

(略)

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)

第八条 (略)

2 ~ 5 (略)

6 企業組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一・二 (略)

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合であつて中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項各号に掲げるものをいう。)の自己資本の充実に寄与するものとして政令で定めるもの

中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)

第一条 (略)

2 法第八条第六項第三号の政令で定める投資事業有限責任組合は、企業組合の組合員となる時点において、当該投資事業有限責任組合が保有する次に掲げる資産の合計額の当該投資事業有限責任組合の総組合員の出資の総額に占める割合が百分の五十を超える投資事業有限責任組合とする。

一 特定株式会社(中小企業者(法第八条第六項第三号に規定する中小企業者をいう。以下この項において同じ。)に該当する株式会社その他の株式会社であつて次のいずれかに該当するもののうち、証券取引法(昭和三十二年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行するものをいう。以下この項において同じ。)の設立に際して取得する株式又は有限会社(中小企業者に該当するものに限る。)

- 以下この項において同じ。)若しくは企業組合の設立に際して取得する持分
- イ 資本の額が五億円以下のもの
 - ロ 常時使用する従業員の数が千人以下のもの
 - ハ 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下のもの
 - ニ 前事業年度において次の(1)に掲げる額の(2)に掲げる額に対する割合が百分の三を超えるもの
 - (1) 試験研究費及び法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十四条第一項第五号に規定する開発費の合計額
 - (2) 総収入金額から固定資産又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額
 - ホ 設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの
 - 二 特定株式会社の発行する株式若しくは新株予約権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条の十九第一項に規定する新株予約権をいう。)又は有限会社若しくは企業組合の持分
 - 三 特定株式会社の発行する社債若しくは約束手形又は有限会社若しくは企業組合の発行する約束手形
 - 四 中小企業者等(特定株式会社、有限会社、企業組合、協業組合並びに中小企業者に該当する合名会社、合資会社及び個人をいう。以下この項において同じ。)に対する金銭債権
 - 五 中小企業者等を相手方とする匿名組合契約(商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。)の出資の持分又は信託の受益権(中小企業者等の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。)
 - 六 工業所有権又は著作権(中小企業者等から取得したものに限る。)

【解説】

平成 16 年 12 月 1 日付の改正前は、中小企業等協同組合法において、特定組合以外の投資事業有限責任組合(投資事業有限責任組合のうち、中小未公開企業株式取得等事業のみを行うもの)は企業組合の特定組合員たる資格を有するものとして規定されていた(中小企業等協同組合法第 8 条第 6 項第 3 号)。

これは、本来企業組合は、零細個人事業者や仕事を始めようとする個人が、それぞれの資力と技能等を組合に投入して一つの事業体として事業を行うことにより、その経営の強化・合理化をはかるものであるが、企業組合が個人のみ
の集団であるがゆえに生ずる資本力・設備能力・技術力等の不足を補い、企業組合の機能を強化・活性化するため企業組合の上記趣旨を損なわない範囲で組

会員資格が拡大されたことによる。平成 16 年 4 月 30 日付の改正前の中小企業等投資事業有限責任組合は、その法目的が「中小企業等に対する円滑な資金供給を通じた中小企業等の自己資本の充実等の促進」であり、企業組合の上記趣旨に合致するものであったといえる。しかしながら、同日付の改正により、投資事業有限責任組合が専ら公開企業への出資を行うことが可能となったため、このような組合については企業組合の上記趣旨に合致するものとはいえなくなったことから、投資事業有限責任組合のうち、特定組合を企業組合の特定組合員となれるものの範囲からすることとした。

その後、平成 16 年 12 月 1 日付の改正により特定組合制度は廃止されたため、これに伴い、企業組合の特定組合員となれる投資事業有限責任組合の範囲については、中小企業等協同組合法施行令第 1 条第 2 項においてその要件を規定することとした。具体的には、中小未公開企業の株式等、同項各号に規定する資産の保有割合が 50%を超える投資事業有限責任組合であれば、企業組合の特定組合員となることができる。

なお、平成 16 年 12 月 1 日の時点で現に企業組合の組合員である投資事業有限責任組合については、経過規定により改正前の中小企業等協同組合法第 8 条の規定が適用される（証券取引法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 97 号）附則第 13 条）。

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十九条、第二十三条、第二十四条関係）

二十二の二 投資事業有限責任組合契約の登記		
(一) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約（以下この号において「組合契約」という。）につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記（（三）に掲げる登記を除く。）		
イ 組合契約の効力の発生の登記	申請件数	一件につき 一万八千円
ロ イ、八及び二に掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき 九千円
八 登記の更正の登記	申請件数	一件につき 六千円
二 登記の抹消	申請件数	一件につき 六千円
(二) 組合契約につきその組合の従たる事務所の所在地においてする登記（（三）に掲げる登記を除く。）		
イ (一)イから八までに掲げる登記	申請件数	一件につき 二千円
ロ 登記の抹消	申請件数	一件につき 二千円
(三) 組合契約につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記		
イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第二十三条第一項及び第二項（清算人の登記）の規定による清算人の登記	申請件数	一件につき 二千円
ロ イ及び八に掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき 千円
八 登記の抹消	申請件数	一件につき 千円

【解説】

本法においては、組合契約に関する登記の制度を設けているため、当該登記を申請するに際し納付すべき登録免許税の額の規定が必要となる。そこで、登録免許税法において組合契約に関する登記を申請する際の登録免許税額に関する規定が設けられている。

なお、本登記は契約に関する登記であり、法人の設立登記等とはその性質を異にする。そのため、組合契約の登記に係る登録免許税額の規定は従来契約の登記について唯一定められていた「夫婦財産契約の登記」(別表第一第22号)の登録免許税についての定めにならない第22号の2として規定されており、かつ税額も夫婦財産契約の登記と同額とされていた。

しかしながら、平成17年の組合税制の見直しに伴い、同年4月1日付で登録免許税の引き上げが行われている。